

① 独占禁止法コンプライアンスに関する取組の実態

- 独占禁止法コンプライアンスに関する取組を行っている組合は4割強であった。

② 独占禁止法コンプライアンスの必要性

多くの組合は、独占禁止法コンプライアンスに関する取組を行っていない理由として、問題が発生していないことや必要性がないことを挙げていたが、次の状況を踏まえれば、**独占禁止法コンプライアンスを推進する必要があると考えられる。**

- 組合による独占禁止法違反事件においては、販売事業に関するものが多く、本調査に回答した組合においても6割強が販売事業を行っていた。
- 独占禁止法に違反する行為の内容や、適用除外制度について正確に認識している組合が少ないことも明らかになった。

③ 独占禁止法コンプライアンスのための効果的な取組

○ 違反行為の未然防止のための取組の実施

代表者メッセージ、コンプライアンス担当部署の設置、マニュアルの策定、研修の実施 など

○ 違反行為の早期発見・是正のための危機管理体制の整備

監査、問題発生時の対応方針の策定 など

- 取組を行っていない理由として、人員・予算等の都合により取り組む体制がないこと、専門知識がないことを挙げる組合も多いが、**着手しやすいものから順次無理のない方法で取組を進めていくことが望まれる。**